○農林水産省告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市宮石町字アマカタ二・字イセキ四八の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヲチタ二〇の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字落合字竹城二六八七の二、字竹城山二六八〇の六

(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市馬見字岩河内二五三九、二五四七、二五五一、字夕日迫二六六五の一、二六七二

(三)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）並びに標柱六号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱六号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県糸島市飯原字次久一一七八の一、一一七八の三七、一一七八の三八、一二五九の一、一二五九の二、一二六〇の三

(四)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県糸島市瑞梅寺字水無一一八の一七、一一八の一九、一一九の一

(五)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）並びに標柱七号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字落合字鬼ヶ羽山八五四の一、字爪ヶ野山八九二の一の一、八九二の三

(六)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡川崎町大字安眞木字釜蓋六六三九の一

(七)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡香春町大字鏡山字鷲ノ尾一〇七四の二六、一〇七四の二七

(八)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字桝田字城山一三二七の一、一三三七の一、一三六七

(九)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市千手字ナカノ三三三九の五、三三四四の一、三三四六の一二、三三四九

(十)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県糸島市川原字奥園一九八、二〇一の一、二〇二、二〇七、二一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十八号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第六十九条の規定による商品取引所の解散があったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年二月十七日

経済産業大臣　海江田万里

一　商品市場を開設する者

中部大阪商品取引所

二　上場商品

貴金属（金をいう。）及び石油（ガソリン、灯油及び軽油をいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第六十九条の規定による中部大阪商品取引所の解散があったため。

○経済産業省告示第十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十年通商産業省告示第百六十七号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次のように改正したので同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月十七日

経済産業大臣　海江田万里

第二項第一号(二)中「ものを塗付すること」を「錆漆で、塗付面が厚い下地又は塗付面が薄い引(ひっ)痩き錆のいずれかによること」に改め、同号に次のように加える。

(三)　本堅地にあっては、地の粉や砥(と)の粉を生漆に混ぜ合わせたものを塗付すること。

(四)　ブッケ地にあっては、適度な濃度にした漆を数回塗付して下地とすること。

第二項第三号に次のように加える。

(七)　漆絵にあっては、顔料などを粉末にした色粉を漆に練り合わせた彩漆で絵や紋様を描くこと。

○経済産業省告示第二十号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十七年通商産業省告示第七十七号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次のように改正したので同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月十七日

経済産業大臣　海江田万里

第三項第一号中「又は大島御影石」を「、大島御影石、鞍馬石、小豆島石又は小松石」に改める。

○経済産業省告示第二十一号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十一年通商産業省告示第二百七十七号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次のように改正したので同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月十七日

経済産業大臣　海江田万里

第二項第一号は、「たて糸は」を「帯については、たて糸は」に改め、「すること。」の下に「着尺については、たて糸は二本以上を一群とした後、手作業により筬(おさ)羽一羽ごとに引き込むこと。この場合において、筬の筬(おさ)密度は、三．七八センチメートル間五十羽以上とすること。袴地にあっては、たて糸は四本以上を一群とした後、手作業により筬(おさ)羽一羽ごとに引き込むこと。この場合において、筬の筬(おさ)密度は、三．七八センチメートル間八十羽